

# 女川町町制施行100周年記念ロゴマークの利用に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、女川町町制施行100周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別表のとおりとする。

## (利用基準)

第3条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も利用することができる。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (3) 政治活動又は宗教活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標や意匠として独占的に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めるとき。

## (利用の申請)

第4条 ロゴマークを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、女川町町制施行100周年記念ロゴマーク利用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町が実施し、共催し、又は後援する事業に利用するとき。
- (2) 町内に存する学校が教育の目的で利用するとき。
- (3) 国及び他の地方公共団体が広報の目的で利用するとき。
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で利用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に認めるとき。

## (利用の承認)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、ロゴマークの利用の可否を決定し、女川町町制施行100周年記念ロゴマーク利用承認（不承認）通知書（様式第2号）を申請者に対し通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に際し、必要な条件を付すことができる。

## (利用期間)

第6条 ロゴマークの利用期間は、利用の承認の日から令和9年3月31日までとする。

(利用料)

第7条 ロゴマークの利用料は、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）

は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ利用すること。
- (2) ロゴマークを利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマークを利用した物品等の完成品を速やかに町に提出すること。ただし、当該完成品の提出が困難なときは、その写真等の提出をもって代えることができるものとする。

(利用の承認の取消し)

第9条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消すものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により利用の承認を取り消したときは、女川町町制施行100周年記念ロゴマーク利用承認取消通知書（様式第3号）により利用者に通知するものとする。

(責任の制限)

第10条 前条の規定によるロゴマークの利用の取消しにより、利用者に損害が生じた場合であっても、町はその賠償の責任を負わない。

2 利用者がロゴマークの利用によって第三者に対して損害を与えた場合において、町は損害賠償その他一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第11条 利用者が第9条第1項各号のいずれかに該当し、町に損害を与えたときは、町長は利用者に対して賠償を請求することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの利用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年11月1日から施行する。

別表（第2条関係）

女川町町制施行100周年記念ロゴマーク



(備考)

1 ロゴマークの色は、次の表のとおりとする。

	色 (CMYK値による色指定)
①	C:83% M:21% Y:0% K:20%
②	C:83% M:33% Y:26% K:20%
③	C:63% M:0% Y:15% K:0%
④	C:66% M:32% Y:0% K:5%
⑤	C:40% M:3% Y:9% K:0%
⑥	C:78% M:22% Y:18% K:11%

2 ロゴマークは、単色での利用も可能とする。

様式第1号（第4条関係）

年　月　日

女川町長　様

申請者　住所（所在地）

氏名（団体・企業名及び代表者名）

電話番号

女川町町制施行100周年記念ロゴマーク利用承認申請書

女川町町制施行100周年記念ロゴマークを利用したいので、女川町町制施行100周年記念ロゴマークの利用に関する要綱（令和7年女川町訓令甲第53号）第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

利　用　目　的	
利　用　方　法	
利　用　期　間	年　月　日から　年　月　日まで
連　絡　先	担当者氏名： 電話番号： メールアドレス：
備　考	

（添付書類）

- 1 利用方法が分かる書類（企画書、事業計画書、パンフレット等）
- 2 その他必要と思われる書類

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

女川町長 印

女川町町制施行100周年記念ロゴマーク利用承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった女川町町制施行100周年記念ロゴマークの利用について、下記のとおり決定したので、女川町町制施行100周年記念ロゴマークの利用に関する要綱（令和7年女川町訓令甲第53号）第5条の規定により通知します。

記

1 承認

（1）利用目的

（2）利用方法

（3）利用期間 年 月 日から 年 月 日まで

（4）利用条件

女川町町制施行100周年記念ロゴマークの利用に関する要綱の規定を遵守すること。

2 不承認

不承認の理由

様式第3号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

女川町長 印

女川町町制施行100周年記念ロゴマーク利用承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で承認した女川町町制施行100周年記念ロゴマークの利用について、下記の理由により承認を取り消すので、女川町町制施行100周年記念ロゴマークの利用に関する要綱（令和7年女川町訓令甲第53号）第9条の規定により通知します。

記

取消しの理由